

令和5年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会
市民厚生分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和5年9月19日（火） 午前10時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 96号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第4号）
議第103号 令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）
- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 菅井晋一君 | 2番 | 富樫雅男君 |
| 3番 | 鈴木好彦君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 鈴木一之君 |
| 7番 | 長谷川孝君 | | |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 7 分科会委員外議員
- | | | |
|---------------|------|-------|
| 一般会計予算決算常任委員会 | 委員長 | 大滝国吉君 |
| 一般会計予算決算常任委員会 | 副委員長 | 小杉武仁君 |
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|--------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 政策監 | 須賀光利君 |
| 保健医療課長 | 押切和美君 |
| 同課参事 | 志田淳一君 |
| 同課国保室長 | 林洋一君 |
| 同課健康支援室長 | 船山幸文君 |
| 同課健康支援室主幹 | 田中加代子君 |
| 同課健康支援室副参事 | 齋藤健一君 |
| 介護高齢課長 | 大滝きくみ君 |
| 同課高齢者支援室長 | 川村勇治君 |
| 同課高齢者支援室副参事 | 本保美穂君 |
| 同課高齢者支援室係長 | 志田真弓君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 五十嵐文君 |
| 同課介護保険室長 | 瀬賀由香君 |
| 同課介護保険室係長 | 石山寛子君 |
| 福祉課長 | 太田秀哉君 |
| 同課福祉政策室長 | 石田浩二君 |
| 同課福祉政策室副参事 | 鈴木祐輔君 |
| 同課福祉政策室係長 | 田巻桂君 |
| 同課福祉政策室係長 | 斎藤悠輔君 |
| 同課総合相談係副参事 | 三須友也君 |
| こども課長 | 山田昌実君 |
| 同課子育て政策室長 | 高橋朗君 |
| 同課子育て政策室係長 | 渡辺悟君 |

同課ことばとこころの相談室主幹	永 田 ル ミ 君
同課子育て支援室長	高 橋 洋 一 君
同課子育て支援室主幹	板 垣 友 紀 君
同課子育て支援室副参事	小 林 毅 君
同課子育て支援室係長	百 武 美 奈 君
同課子育て支援室係長	高 橋 洋 樹 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	菅 井 洋 子

(午前10時59分)

分科会長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

長谷川分科会長 副市長から発言を求められており、これを許可するので、ご了承をお願いいたします。

副 市 長 先週9月15日の委員会において、富樫雅男委員からご質問があった令和4年度歳入歳出決算認定についてであるけれども、ページでいうと決算書の76Pだったと思う。第2款総務費の1項であるが、9目のところか、臨時経済対策事業費、それから次のページの78Pの説明欄の2になるけれども、ここでも臨時経済対策事業費ということで、カーブミラー等の設置で、何で経済対策事業費という文言が入っているのかというようなご質問であったかと思うけれども、これについては、令和3年度の普通交付税において補正予算で臨時経済対策費として追加交付をされている。令和4年度に入ってから事業交付金と合わせると2億5,000万円ほど来ていて、その一部を市としてはそれぞれの課で割り振りして、それで活用するよということから、臨時経済対策費という文言が入ったということの理由であるので、以上説明させていただく。よろしくをお願いいたします。

日程第3 議第96号 令和5年度村上市一般会計補正予算(第4号)についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 大滝きくみ君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 山田昌実君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説明)

介護高齢課長 13款分担金及び負担金、2項2目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、説明欄1、老人ホーム入所者負担金31万8,000円であるが、胎内やすらぎの家に新たに入所する1名分の入所者負担金である。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

保健医療課長 14款1項3目衛生使用料、説明欄1、急患診療所使用料240万円は、6月1日から発熱者の診療を再開したことによるものだ。

第15款 国庫支出金

(説明)

介護高齢課長 15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、説明欄1、低所得者保険料軽減負担金79万2,000円であるが、軽減対象者増加による国負担分の追加となる。2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄1、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金462万2,000円であるが、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業により、小規模多機能型居宅介護ライフほうないの空調機更新工事を行うものである。本事業については、新年度に入り交付金申請を行い、7月に内示を受けたものである。補助率は国10分の10だ。

第16款 県支出金

(説明)

介護高齢課長 16款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、説明欄1、低所得者保険料軽減負担金39万6,000円であるが、軽減対象者増加による県負担分の追加になる。2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄1、介護基盤整備事業費補助金174万円であるが、肴町病院の療養病床から介護医療院への転換に伴う備品購入費について、補助基礎単価が増額変更したことによる補正である。

福祉課長 続いて、説明欄2、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金、新規である。657万5,000円であるが、生活困窮者自立支援の機能強化事業として充当される県補助金になる。うち200万円については、歳出に計上されているフードバンク等活動支援補助金に充当され、残り457万5,000円については、当初予算に計上されている生活困窮者自立支援事業運營業務委託料に充当の予定となっている。なお、充当率について、フードバンク該当分は10割補助、もう1つについては4分の3の補助というふうになっている。

こども課長 2節児童福祉費補助金、説明欄1、ひとり親家庭等日常生活サポート事業補助金8万円だが、ファミリーサポートセンター利用補助金のうち、ひとり親家庭及び住民税非課税世帯の利用料金を無料とした場合に県から交付される補助金となる。補助率は2分の1だ。

第19款 繰入金

(説明)

介護高齢課長 12、13Pを御覧ください。19款繰入金、1項1目1節特別会計繰入金、説明欄1、介護保険特別会計繰入金2,408万8,000円であるが、令和4年度決算による精算繰入金である。

第21款 諸収入

(説明)

保健医療課長 21款6項5目、説明欄1、過年度新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金343万

- 1,000円は、額確定によるものだ。
- 介護高齢課長 説明欄2、過年度低所得者保険料軽減国庫負担金67万8,000円と3、過年度低所得者保険料軽減県負担金33万9,000円であるが、どちらも令和4年度実績精算による追加交付である。
- 福祉 課長 説明欄4、過年度生活保護費等県費負担金だが、こちらについても令和4年度の精算確定に伴う追加交付分になる。
- 保健医療課長 6目雑入、過年度後期高齢者医療療養給付費負担金精算金753万1,000円は、額確定によるものだ。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

菅井 晋一 発熱者診療を6月から開始したというお話だったが、そうすると当初予算にはそういうのをしないような予算の組み方で使用料の予算が少なかったと、そういうことか。

保健医療課長 そうだ。当初予算では、5類移行とかもまだはっきり分からない時期だったので、発熱者を診る想定ではなかった。

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

富樫 雅男 ここでひとり親家庭等日常生活サポート事業補助金って、新規と書いているけれども、これ去年もなかったか。いずれにしても、今ファミリーサポートセンター登録の会員がどれくらいあるのか。提供会員と依頼会員があると思うけれども、もし分かったら教えてください。

こども課長 ファミリーサポートセンターの会員数であるけれども、令和4年度現在で申し上げさせていただく。依頼会員が154人、それから提供会員が60人、両方会員というのがあるのだが、依頼と提供を両方兼ねる方、これがいらっしゃるのだが、両方会員が18人ということで、合わせて232人ということである。

富樫 雅男 これは、もう提供会員が十分足りているというような現状だろうか。

こども課長 実際現実のところ提供会員については、この数字からも示すとおり足りてはいない。依頼会員のほうが2倍以上ということであるので、このやりくりをうちの職員がやっているわけけれども、やはりそこはちょっと苦慮しているところである。

富樫 雅男 それともう一つ、この利用料金、200円は市が負担しているということなのだけれども、ホームページ見ると令和4年度に限って利用料金200円は市が負担するというふうになっているのだけれども、今年度は今どういうふうになっているのか。

こども課長 これは県の補助事業であって、1年単位で判断していくということである。令和5年度については、このたびこの事業が行われるということであるので、ひとり親あるいは住民税非課税世帯については、200円分は市が負担しているということで無料でご利用いただけているということである。

木村 貞雄 今ほど説明あった新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金について、新規なのだけれども、これコロナの関係である程度の幅でありあまり限定されないような使い道の広いものだと思うのだ。その辺のことの説明をちょっともう少し詳しく。

福祉 課長 幅が広いというのは、この名称自体は非常に幅広の形になっているが、私ども県のほうから示されたものについては、メニューが幾つかある。その中で今回はフードバンクの関係と、あとは生活困窮者の自立支援のために充てられるものということで今回上げている。

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説 明)

福祉 課長 それでは、16P、17Pをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1、社会福祉費一般経費のフードバンク等活動支援補助金200万円である。先ほど歳入でも触れたが、生活困窮者支援の連携体制を強化し、民間のフードバンク、リユース事業等団体に1団体当たり50万円の範囲で活動補助金を支援するものである。現在予定しているのは4団体となる。続いて、説明欄2、障害者自立支援経費、返還金1,477万5,000円である。こちらは、令和4年度負担額の精算確定によるもので、国庫負担金が985万円、県が492万5,000円となる。続いて、説明欄3、重度心身障害者医療費助成経費、こちらも返還金になる。283万7,000円となる。令和4年度補助金額の精算確定によるものになる。

介護高齢課長 次に、3目老人福祉費、説明欄1、老人保護措置経費、老人ホーム入所者委託料239万1,000円であるが、養護盲老人ホーム胎内やすらぎの家に新たに入所する1名分の措置経費分である。説明欄2、地域介護・福祉空間整備事業経費462万2,000円であるが、歳入でも説明いたしたが、小規模多機能型居宅介護ライフほうない空調機更新工事を行うものである。説明欄3、介護基盤整備事業経費、施設開設準備経費等支援事業費補助金174万円であったが、こちらも歳入で説明をいたしたが、備品購入について、補助基礎単価が増額変更したことによる増額分を支払うものである。説明欄4、介護保険特別会計繰出金288万8,000円であるが、事務費分と低所得者保険料軽減負担分158万3,000円、負担金の調整により追加するものである。以上だ。

こども課長 3款2項1目児童福祉総務費、説明欄1、ことばとこころの相談室経費110万円につ

いてだが、本市の児童福祉のために活用していただきたいというご意向で多額のご寄附を頂戴いたした。それを基に、発達に不安がある子どもの体幹を鍛えたり、動きをコントロールする練習にも役立つような遊具を購入して、相談活動の充実を図るものである。説明欄2、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業経費903万1,000円についてであるが、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金の精算によるものである。2目母子父子福祉費だ。説明欄1、ひとり親家庭等医療費助成経費の返還金131万5,000円については、精算によるものである。説明欄2、母子家庭等対策総合支援事業経費の返還金195万円だが、こちらも精算によるものである。3目児童措置費、説明欄1、保育園運営経費1,690万9,000円のうち主なものとしたとしては、修繕料600万円だが、これまで保育園において不時の修繕が多く、当初予定していた金額を超えて足りなくなったことから、補正をするものである。工事請負費860万円だが、第一保育園、第二保育園、山居町保育園の3歳未満児と3歳以上児用のトイレについて2基ずつ、また職員用のトイレを1基ずつ洋式化を図るための工事を行うものである。返還金181万8,000円だが、令和4年度保育士等処遇改善臨時特例交付金と令和4年度保育対策総合支援事業費補助金の実績に基づく精算である。説明欄2、認定こども園運営事業経費の返還金93万1,000円だが、令和4年度、子どものための教育・保育給付交付金に係る事業の実績に基づく精算によるものである。18P、19Pをお開きください。4目学童保育費、説明欄1、学童保育経費814万3,000円のうち修繕料70万円だが、これまで学童保育所における不時の修繕が多く、足りなくなったため、今回補正するものである。指定管理料744万3,000円だが、神林学童保育所及びさんぼく森のなかよし学童保育所における加配支援員が合計7人増員されたため、今回補正をするものである。

福祉 課長 続いて、3款3項1目生活保護総務費になる。説明欄1、生活保護経費、返還金4,037万円になる。令和4年度負担額の精算確定によるもので、国庫返還金3,938万4,000円、県の返還金が98万6,000円となる。

第4款 衛生費 (説明)

保健医療課長 続いて、4款1項2目予防費、説明欄1、予防業務経費156万5,000円だが、額確定による返還金だ。続いて、説明欄2、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費350万4,000円も額確定による返還金だ。7目診療所費、説明欄1、急患診療所経費198万円だが、発熱者の診療開始に伴い必要とされる医薬材料費に充てる費用だ。

第2条「第2表 債務負担行為補正」 (説明)

こども課長 それでは、5Pのほうを御覧ください。第2表、債務負担行為補正である。債務負担行為補正といたしては、議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定についてでご審議をいただいたさんぼく森のなかよし学童保育所の令和5年度から令和10年度までの5年間の指定管理料についてである。限度額については、指定管理者との協定に基づく額となっている。以上だ。

歳出 第3款 民生費

(質 疑)

木村 貞雄

先ほどの補助の関係なのだけれども、社会福祉総務費のフードバンクについてちょっとお伺いしたいのだけれども、4団体というけれども、私らは名称分らないのだけれども、当初山北から始まって、村上もやってということで、ずっと前から私も気になっていたのだけれども、村上市でこれ1つに統一できないのかなというふうな考え方を持っていたのだ。今も市の補助団体ってずっと結構あるのだけれども、この団体というのを補助というのは当初予算にも計上しないし、まるっきり市の職員は恐らく対応しないし、みんな任せているような形なのだろうと思うのだけれども、その辺で見直すというか、何とか1つにして、もっと補助のいいようなやり方できないものかなと思っているのだけれども、どうか。

福祉 課長

フードバンクについては、まずもって市民の皆さんが生活困窮者に対する支援を行いたいという、そのお気持ちをまず第一義に私どもも尊重している。市の職員の関わり合いなのだけれども、様々な事業を行っている際に私どもも後援、共催を行っていて、例えば市役所の玄関口で行っているフードドライブであるとか、そういったものに関しては職員も一緒に参画している。ちなみに、団体さんなのだけれども、フードバンクと名のつくのは現在2団体、フードバンクさんぼくさんとフードバンクむらかみさんという。統合という話もあるのだけれども、それぞれの地域性やら、特性等を生かして活動してもらっている部分もあるので、私どもとしてはそこをうまくつないで、よりよく市民の方にそういったサービスというか、フードバンクの趣旨となる食料支援というものが行き渡るようにということで配慮している。

木村 貞雄

ほかの補助団体という、活動費だけなのだけれども、このフードバンクに関しては、やっぱりそこでやっている人、ボランティアでやっているのだけれども、品物もほとんどだけれども、その中でやりくりしたり、事務的なものも結構かかると思うのだ。職員が対応していれば、それらを賄うことができるのだけれども、例えばまちづくり協議会のような、あのような形だといろんな手助けができるというか。当初は山北でできて、村上の人もやっているのだけれども、山北まで行って、そしてまた持って来たりしてややこしいことをやっていられたのだ。そういうのを聞こえてきたものだから、何とかこれ見直しして1本にして、そしてやりやすくして、そういった困っているところにもう少し支援できないかなと、そういうふうに私考えているのだけれども、これからぜひやってほしいのだけれども。

福祉 課長

行政が直接携わる、もしくは関わったことによって、その活動が制限されると困る部分も当然出てくるので、今いただいたお話については、機会を見て、そういった意見もあるということでもちょっとお話は提供をさせていただきたいと思う。

第4款 衛生費

(質 疑)

鈴木 一之

衛生費の中で急患診療所経費で医薬材料費か、今挙げられていたのだが、これ発熱ということであったのだけれども、いろいろ報道等でインフルエンザが以前よりまたはやっているというか、ちょっと時期を押しして今現在もはやっているということであって、ひと頃またコロナの後遺症的なものの一つとしてせきが止まらないとか、そういうような喉の症状でかかる方もおられて、一部では医薬材が不足しているなんていう、そういう報道もあって、薬局はじめせき止めに関してはなかなか手薄であって、製造元も間に合わないような状況だなんていうことであったのだが、そう

いうものに対しては今順調にまたあるものか、それともなかなか手に入らないような状況であるのか、ちょっとお聞かせください。

保健医療課長 医薬材料費については、時期的によってやはりなかなか入手できないものとかも実際あるようだ。そういう場合は、個数を例えば100欲しいところだけれども、できる限りということで少しずつ分割して入れてもらうような形で、切れないような状況で対応しているようなところだ。

鈴木 一之 そんなことで、報道等々を聞いた方々もそこら辺りの不安もあるように聞いているので、支障がないように何とか賄っていただければと思うので、よろしく願います。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第96号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第4 議第103号 令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 大滝きくみ君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 山田昌実君）から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説 明)

介護高齢課長 13款分担金及び負担金、2項2目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、備考欄1、老人ホーム入所者負担金1,930万4,397円であるが、やまゆり荘、胎内やすらぎの家の入所者に係る個人負担金である。備考欄3、老人ホーム入所措置費負担金1,719万6,556円であるが、関川村からのやまゆり荘の入所者に係る措置費である。説明欄4から7については、例年どおりなので、省略させていただく。

福祉 課長 備考欄8及び9になる。いずれも共同設置に係る負担金である。備考欄8については、障害者給付費等審査会の負担金となる。備考欄9については、村上・岩船地域自立支援協議会の共同設置の負担金となる。金額については、昨年とほぼ同様となっている。以上だ。

- こども課長 2節児童福祉費負担金だが、備考欄1、保育園入園者負担金については、収入済額5,966万9,680円で、収納率は99.58%だった。備考欄2、保育園入園者負担金、滞納繰越分については、収入済額34万6,100円で収納率は6.44%だった。備考欄3、保育園広域入園負担金、備考欄4、一時預かり利用料については、例年同様であるので、省略をいたす。備考欄5、学童保育利用料については、収入済額2,047万6,300円で収納率は98.91%だった。備考欄6、学童保育所利用料、滞納繰越分については、収入済額2,500円で収納率1.3%であった。備考欄7、病児保育施設経費負担金110万8,000円、備考欄8、ことばとこころの相談室経費負担金については、例年同様なので、説明を省略いたす。
- 保健医療課長 13款分担金及び負担金、2項3目衛生費負担金、備考欄2、3、4、5については、例年どおりのため、省略させていただく。
- こども課長 備考欄6、未熟児養育医療一部負担金17万2,090円については、例年同様なので、説明は省略いたす。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

- 介護高齢課長 14款使用料及び手数料、1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料、備考欄1、行政財産使用料61万6,602円であるが、当課所管の施設に設置されている電柱等に係る使用料である。
- こども課長 2節児童福祉使用料の備考欄1、瀬波児童館使用料については、例年並みのため、説明省略いたす。備考欄2、行政財産使用料だが、保育園敷地などにある東北電力の電力柱などの占用に伴う使用料である。備考欄3、病児保育施設使用料については、例年同様なので、説明を省略いたす。
- 保健医療課長 続いて、3目衛生使用料、備考欄2、3については、例年どおりのため、省略させていただく。
- こども課長 23P、24Pだ。1節社会福祉手数料、備考欄1、民生関係諸証明手数料については、例年並みのため、説明は省略いたす。

第15款 国庫支出金

(説明)

- 保健医療課長 続いて、15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、備考欄1、保険基盤安定負担金は、例年どおりのため、省略させていただく。備考欄2、未就学児均等割保険料負担金だが、こちらは令和4年度から国保の子育て世帯に対する負担軽減策として、国保の未就学児分の均等割国保税を5割軽減し、軽減負担分を公費で支援するものだ。補助率2分の1だ。
- 介護高齢課長 備考欄3、低所得者保険料軽減負担金4,419万7,650円であるが、介護保険料の第1段階から第3段階に該当する方の保険料軽減分で、国負担分2分の1である。
- 福祉課長 備考欄4、特別障害者手当等給付費負担金になる。特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当に対する国の負担金となって、負担割合は国が4分の3となる。続いて、備考欄5、障害者自立支援給付費負担金であるが、障がい福祉サービスに対する国の負担金で、負担割合は国2分の1となっている。なお、令和3年度と比較して増額になっているが、こちらは就労継続支援B型や就労移行支援、生活介護などの障がい福祉サービス費が増額したためにこちらの負担金が増えている。続いて、

備考欄6、障害者医療費負担金である。こちらは例年どおりとなる。負担割合は国が2分の1となる。続いて、備考欄7、障害児通所サービス費負担金であるが、放課後等デイサービス事業等に対する国の負担金となる。負担割合は国が2分の1となる。事業所2つ増えているので、その分増額となっている。続いて、備考欄8、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金である。こちらは、生活困窮者の包括的な相談に対応する自立相談支援事業、生活保護者の就労を支援する被保護者就労支援事業等に対する国の負担金である。負担率は4分の3となっている。

こども課長 2節児童福祉費負担金だが、備考欄1、児童扶養手当負担金から備考欄5、子育てのための施設等利用給付費負担金までについては、例年同様なので、説明を省略させていただきます。

福祉課長 続いて、3節生活保護費負担金になる。備考欄1、生活保護費等負担金であるが、内容的には例年どおりとなるが、令和5年3月31日現在の被保護世帯数についてお伝えいたす。495世帯、637人となっている。

保健医療課長 2目衛生費国庫負担金、備考欄1、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金だ。補助率10分の10だ。

こども課長 備考欄2、未熟児養育医療費負担金45万9,900円は、例年並みとなっている。

介護高齢課長 27、28Pを御覧ください。2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、備考欄1、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、繰越明許分621万5,000円であるが、ふれあい羽衣エアコン入替え工事分に対しての補助金であるが、国の内示が遅れたため、令和4年度に繰越しとなった。備考欄2、介護保険事業費補助金104万4,000円であるが、内訳は介護予防支援広報事業経費及び介護報酬改正に伴うシステム改修に係る経費の補助である。

福祉課長 続いて、備考欄3、地域生活支援事業費等補助金2,443万5,000円になるが、障がい者の方が地域の実情に応じた日常生活支援や社会参加支援などを受けられるよう実施している事業に対する補助金となる。補助金は国2分の1となる。主な事業は、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付事業、訪問入浴サービス事業等となる。続いて、備考欄4、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、こちらは生活困窮者自立支援法による任意事業等に対する国からの補助金となる。補助率は、ちょっとメニューによって変わるのだけれども、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業一体実施の場合については補助率3分の2、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業については補助率2分の1、診療報酬明細書点検事業については補助率4分の3となっている。続いて、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業補助金となる。こちらは、多機関協働による包括的支援体制構築のための事業費補助金となる。なお、本市としては、令和3年度からはひきこもり相談事業を実施している。続いて、備考欄6、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金になる。こちらは、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、こちらに対する交付金となる。続いて、備考欄7、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金の繰越明許分になる。こちらは、令和3年度において、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円を支給した事業の繰越分である。補助率は10分の10で、対象世帯は398世帯となっている。続いて、備考欄8、こちらは同じ名称であるが、現年度分となって、令和4年度から新たに住民税非課税の世帯となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付した国の事業となる。補助率は10分の10、給付世帯数は614世帯となっている。続いて、備考欄

9、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業補助金となる。こちらは、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対して、1世帯当たり5万円を支給したものである。こちらも補助率は10分の10となる。支給世帯数は、総数で5,497世帯となっている。続いて、備考欄10、障害者総合支援事業補助金になる。こちらは、令和4年度の障害者総合支援事業の給付費のシステム改修事業、こちらに対する補助率2分の1の国庫補助金となる。

こども課長 2節児童福祉費補助金、備考欄1、母子家庭等自立支援給付金事業費補助金から備考欄4、保育対策総合支援事業費補助金までは例年同様である。備考欄5、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金5,971万2,000円だが、国事業の令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金に対する国の補助金で、補助率は10分の10である。備考欄6、保育士等处遇改善臨時特例交付金2,638万3,500円だが、令和3年11月19日閣議決定のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を受け、令和4年2月から保育士、放課後児童支援員等の収入を3%程度引き上げることを目的とする保育士等处遇改善臨時特例交付金の令和4年度分の交付金になる。補助率は国10分の10である。

福祉課長 第3節災害救助費補助金、備考欄1、被災者見守り・相談支援等事業補助金になる。こちらは、令和4年8月3日の大雨による災害による被災者の見守り支援や相談を受け、関係支援機関へつなぐ役割を担うむらかみ見守り支援センター、こちらを荒川支所2階に設置した費用に対する国の補助金となる。なお、社会福祉協議会への委託事業となっている。補助率は2分の1となる。

保健医療課長 3目衛生費国庫補助金、備考欄2、感染症予防事業費等国庫補助金は、緊急風疹抗体検査事業で、当初令和3年度までの実施だったが、3年間延長され、令和6年度まで延期されたものだ。補助率2分の1だ。備考欄3、医療施設運営費等補助金は、例年どおりのため、省略させていただく。備考欄4、母子保健衛生費国庫補助金は、産後ケア事業や令和4年度から開始した小児科・産婦人科オンライン相談、屈折検査機器導入に対する補助金だ。補助率2分の1だ。備考欄5、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、補助率10分の10だ。備考欄6、出産・子育て応援交付金は、令和4年度から始まった伴走型の子育て支援に対する補助金だ。補助率は、システム構築導入は10分の10、それ以外は3分の2だ。

福祉課長 続いて、31、32Pをお開きください。15款3項2目1節の社会福祉費委託金になる。備考欄3、国民生活基礎調査等委託交付金になるが、こちらは厚生労働省の所掌事務に関する基礎資料を得ること等を目的に実施されている調査の交付金となる。続いて、備考欄4、全国在宅障害児・者等実態調査事務委託金になる。こちらについては、全国の障がい児、障がい者の実態調査に関する委託金となる。続いて、第2節児童福祉費委託金、備考欄1、特別児童扶養手当事務取扱交付金になるが、こちらは例年どおり特別児童扶養手当事務に係る交付金となる。

第16款 県支出金

(説明)

保健医療課長 16款県支出金、1項1目民生費県負担金、備考欄1、備考欄3については、例年どおりのため、省略させていただく。備考欄2、未就学児均等割保険料負担金は、補助率4分の1だ。

介護高齢課長 33P、34Pを御覧ください。備考欄4、低所得者保険料軽減負担金2,209万8,825円

- であるが、先ほどご説明した保険料軽減におけるの県負担分4分の1である。
- 福祉 課長 備考欄5、民生委員推薦会負担金については、例年どおりとなる。続いて、備考欄6、行旅死亡人取扱費交付金だが、本市において取扱いをした行旅死亡人の事務処理に係る県からの交付金となる。令和4年度については、1件行旅死亡人があったので、増額となっている。続いて、備考欄7、障害者自立支援給付費負担金であるが、国と同様事業の県負担金となって、負担率4分の1となる。続いて、備考欄8、9についても同様となって、それぞれ県の負担金率が4分の1ずつというふうになる。
- こども課長 2節児童福祉費負担金、備考欄1、児童手当負担金から備考欄4、子育てのための施設等利用給付費負担金については、例年同様であるので、省略させていただく。
- 福祉 課長 続いて、3節生活保護費等負担金だ。備考欄1、生活保護費等負担金であるが、こちらは居住地が明らかでない要保護者などに対して保護した場合の経費を県が4分の1負担するものである。続いて、4節災害救助費負担金であるが、こちらは昨年大雨による災害と大雪に係る災害救助費に係る県の負担分というふうになる。以上だ。
- こども課長 2節保健衛生費負担金、備考欄1、未熟児養育医療費負担金22万9,950円については、例年同様となっているので、省略いたす。
- 保健医療課長 2項2目民生費県補助金、備考欄1、老人医療費助成事業補助金は、例年どおりのため、省略させていただく。
- 介護高齢課長 備考欄2から5についても、例年どおりなので、省略いたす。35、36Pを御覧ください。備考欄6、市民後見推進事業補助金186万7,000円であるが、成年後見制度の市民後見人の活動を安定的に実施するための体制構築のための補助金になる。補助率が10分の10だ。
- 福祉 課長 備考欄7、重度心身障害者医療費助成事業補助金については、例年と同様になるが、補助率については2分の1となる。続いて、備考欄8、地域生活支援事業費等補助金について、こちらも国と同事業の県補助金で、補助率4分の1となる。備考欄9、障害者向け住宅整備費補助金であるが、こちらは住宅改修2件あって、補助率は2分の1となっている。備考欄10、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金であるが、こちらは難聴児の補聴器購入費の一部を助成しようとするものである。補助率は県3分の1となる。備考欄11、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金であるが、こちらは先ほどの現年度の補正のところであったものと同じものになる。続いて、備考欄12、緊急生活支援事業補助金であるが、こちらは住民税均等割世帯への生活応援給付金給付事業になって、1世帯5万円を村上市独自の施策として1,175世帯に補助したものである。続いて、備考欄13、ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業補助金である。ひとり親世帯の子どもの生活の向上を図るために実施した学習支援事業に係る県補助金で、補助率4分の3となる。続いて、14、緊急生活支援事業補助金であるが、燃料費の価格高騰による負担増を踏まえて、特に家計への影響が大きい低所得者世帯を支援するため灯油購入費を助成した。1世帯当たり5,000円で補助率国2分の1で、実績としては5,443世帯の助成世帯数となっている。
- こども課長 2節児童福祉費補助金だ。備考欄1、特別保育事業補助金から備考欄4、施設型給付費地方単独費用補助金までは例年同様である。備考欄5、ひとり親家庭等日常生活サポート事業補助金5万4,900円だが、ファミリーサポートセンター利用補助金の

うち、ひとり親家庭の利用料金を無料とした場合に県から交付される補助金となる。補助率は2分の1だ。備考欄6、保育対策総合支援事業費補助金284万2,000円だが、医療的ケア児に対して看護師を配置した場合、県から交付される補助金である。補助率は6分の5だ。

福祉 課長 続いて、3節災害救助費補助金になる。備考欄1、被災者生活再建支援事業補助金であるが、令和4年8月3日からの大雨による災害により、居住する住宅に被害を受けた世帯への生活再建支援事業に係る県補助金となる。補助率は3分の2になる。実績としては、606件への支給を行った。以上だ。

保健医療課長 3目衛生費県補助金、備考欄1から5については、例年どおりのため、省略させていただく。備考欄6、母子保健対策強化事業補助金35万円だけれども、屈折検査機器導入に対する補助金だ。補助率が4分の1、上限35万円だ。備考欄7、出産・子育て応援交付金は、令和4年度から始まった伴走型子育て支援に対する補助金だ。補助率は6分の1だ。備考欄8、PCR検査等支援補助金は、市が管理している保育園などで実施したPCR検査等に対する補助金だ。補助率は2分の1だ。

こども課長 備考欄9、子ども医療交付金4,154万4,000円については、例年同様であるので、説明を省略いたす。

福祉 課長 続いて、39、40Pをお開きください。16款3項2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金、備考欄の2、戦没者遺族等援護事務交付金になるが、こちらは例年どおり戦没者遺族に関する事務の県からの委託金となる。

第19款 繰入金

(説明)

介護高齢課長 43、44Pを御覧ください。19款繰入金、1項1目1節特別会計繰入金、備考欄1、介護保険特別会計繰入金3,062万9,524円だが、令和3年度事業費確定に伴う精算繰入金である。

分科会長（長谷川 孝君） 暫時休憩を宣する。

(午前11時58分)

分科会長（長谷川 孝君） 再開を宣する。

(午後0時57分)

第21款 諸収入

(説明)

福祉 課長 それでは、47、48Pをお開きください。21款4項1目貸付金元利収入、5節民生費貸付金元利収入である。備考欄1、災害援護資金貸付金収入23万7,200円だが、こちら昨年大雨による災害により住居・家財等に相当程度の被害を受けた場合に、所得が一定額未満の世帯について、生活の立て直しを図るための資金の貸付けを実施いたした。本来は、据置期間があるため、令和7年からの償還開始となるべきところであるが、繰上償還の申出があった分、5名分の償還金を今回収入として収入している。以上だ。

保健医療課長 21款諸収入、5項受託事業収入については、例年どおりだ。次、49、50Pを御覧ください。6項5目過年度収入、備考欄1は過年度分の新型コロナウイルスワクチン

- 接種対策費国庫負担金だ。
- 介護高齢課長 備考欄 2、過年度低所得者保険料軽減国庫負担金70万3,080円、備考欄 3、過年度低所得者保険料軽減県負担金35万1,540円であるが、令和3年度事業費確定に伴う追加の負担金である。
- 福祉 課長 続いて、備考欄 4、5、6については、いずれも過年度の精算による追加交付金であるので、詳細は省略させていただく。
- こども課長 備考欄 7から16については、同じく過年度の国県支出金の精算に伴う追加分であるので、説明は省略をさせていただく。
- 保健医療課長 2節民生雑入の備考欄 1は、過年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算金だ。
- 介護高齢課長 備考欄 2、介護給付費等収入2,060万1,420円であるが、介護予防支援費に係る報酬4,509件分である。備考欄 3、過年度分介護療養型医療施設等転換整備支援事業費補助金返還金7万7,820円、備考欄 4、過年度分施設開設準備経費等支援事業費補助金返還金2万3,939円であるが、介護医療院への転換整備に対して、令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う返還金である。
- 福祉 課長 備考欄 5、生活保護費返還金であるが、こちらは現年度分における生活保護費の法第63条、78条の返還金になる。続いて、備考欄 6、過年度分県障医療費返還金については、高額療養費等の対象になったことにより過年度分医療費の一部が返還されたものである。備考欄 7、過年度分生活保護費返還金であるが、こちらは過年度分の生活保護法第63条、78条の返還金となる。備考欄 8、過年度非課税世帯等臨時特別給付金返還金であるが、令和3年度非課税世帯等臨時特別給付金のうち、税額更正等により非課税世帯から課税世帯になった世帯についての返還金である。続いて、備考欄 9、第三者行為による賠償金であるが、こちらは生活保護関連であるが、事故等の発生により医療費、介護費の支払いを保護費にて一時立替えをしていたところ、過失割合の確定により保険会社へ求償したものの収入金である。続いて、備考欄10、行旅死亡人等遺留金であるが、行旅死亡人が所持していた遺留金であって、行旅死亡人の処理費用に充当している。続いて、備考欄11、過年度分育成医療費返還金については、過誤調整による国保連合会からの返還金である。続いて、備考欄12、行旅死亡人等遺族負担金であるが、行旅死亡人として処理をした者のうち、後日身元が判明したことにより処理費用を遺族が負担したものの収入金である。備考欄13、過年度分特別障害者手当等返還金については、申請者からの届出が遅れたため、出納整理期間を超えて返還となったものである。続いて、53、54Pを御覧ください。備考欄14、成年後見制度申立費用本人負担金であるが、成年後見制度で市長申立てをした際に立て替えられた切手代の本人負担分である。備考欄15、過年度人工透析通院助成費返還金であるが、こちらも申請者からの届出が遅れたため、出納整理期間を超えて返還となった収入金である。
- こども課長 備考欄16、自動販売機手数料から備考欄24、保育園副食費、滞納繰越分については、例年同様であるので、説明を省略いたす。
- 保健医療課長 3節衛生雑入、備考欄 4、5、6、7は省略させていただく。
- こども課長 備考欄 8、過年度分子ども医療費返還金60円だが、調剤薬局の請求誤りにより、過年度分の返還を求めたものである。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

菅井 晋一 28Pだね。児童福祉費補助金で備考欄6、保育士等処遇改善臨時特例交付金、3%引上げになったということなのだけれども、こういうのって定期昇給とかベースアップとかある、それを除いて、それに上乗せしてプラス3%給料が上がると、そういうことになるわけだろう。

こども課長 委員のおっしゃるとおりである。

鈴木 一之 では、市の保育士はそれで、民間の保育士の分も市が関係するわけだろうか。

こども課長 民間の保育園、こちらについても、手を挙げたところについては、こちらのほうから補助金を支給しているということだ。

菅井 晋一 大したことではないのだけれども、3%ははっきり上がったということは、何か実績報告みたいなので確認できるわけだろうか。

こども課長 各保育園から実績報告書のほうの提出をいただいている。

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説 明)

福祉 課長 それでは、93、94Pをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、こちらの備考欄1、社会福祉費一般経費である。こちら令和4年度新たにフードバンク等活動支援事業補助金として4団体に50万円を補助したことにより、前年と比較して200万円ほど増額になっている。続いて、備考欄2、民生児童委員経費については、民生委員・児童委員の報償ほか関係経費となり、例年どおりとなっている。3番、行旅病人等支援経費について、こちら行旅死亡人に係る経費であるが、歳入でもご説明いたしましたが、昨年、死亡人があったので、経費としては膨らんでいる。備考欄4、

生活困窮者自立支援事業経費については、例年と事業内容は変わらないが、新型コロナウイルス感染症の影響により職員体制を強化したため、委託料約300万円の増となっている。続いて、備考欄5、福祉総合相談事業経費である。こちらも事業費等内容については、ほぼほぼ前年どおりとなっている。

介護高齢課長

備考欄6、介護職員人材確保推進事業経費、1行目、介護人材確保推進事業給付金198万円であるが、村上市内の介護事業所に就職する者を支援することにより、介護に従事する人材を確保するための給付金である。令和4年度には、働きながら介護福祉士の資格取得者等にも制度を拡充したことから、17人に給付金を支給している。2行目、介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金11万2,000円だが、介護職員等のキャリアアップのための研修会の補助金である。令和4年度は、2法人が利用している。備考欄7、市民後見推進事業経費226万3,228円であるが、市民後見制度利用促進のための検討会の委員報酬と市民後見人養成講座を村上市社会福祉協議会へ事業委託し、実施したものである。

福祉課長

備考欄8、社会福祉協議会助成経費である。こちらは、村上市社会福祉協議会に対する補助金となり、内容的には例年どおりとなる。備考欄9、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費である。自宅療養者への食料支援、福祉施設物価高騰対策緊急支援金、住民税均等割世帯への生活応援給付金給付事業、住民税非課税世帯等に対する灯油購入費助成事業を実施した。続いて、備考欄10、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業経費である。生活福祉資金制度における総合支援資金の再貸付けを終了した世帯などを対象に給付を実施した。支給額は世帯人数によって異なるが、最大で月額10万円、3か月というふうになる。続いて、備考欄11、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業経費である。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活、暮らしの支援を行う観点から、令和4年度から新たに住民税非課税世帯となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給した。給付世帯数は614世帯となる。続いて、備考欄12、繰越明許分になるが、こちらは令和3年度から令和4年度に繰り越したものである。支給世帯数については、398世帯となる。備考欄13、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業経費である。こちら家計への影響が著しく大きい低所得者世帯に対して、1世帯当たり5万円を給付したものである。支給世帯数は5,497世帯だった。続いて、97、98Pを御覧ください。備考欄14、障害福祉費一般経費である。内容的には例年とほぼ同様であるが、軽・中等度難聴者補聴器購入費助成費、こちらを新たに創設して、増額となっている。支給決定については、120件支給決定をし、支払い済みとしては460万円を支給している。続いて、備考欄15、地域生活支援経費となる。旧やまびこの家の機能を指定管理事業者の責善会のほうに移転したことに伴う地域活動支援センター事業委託料の増がある。また、基幹相談支援センター創設に伴う相談支援事業委託料を減としている。トータルとしては、前年度と金額的にはほぼ同じような形になっている。続いて、備考欄16、基幹相談支援センター経費である。こちら令和4年4月から新たに発足した基幹相談支援センターに係る経費となっている。相談支援専門員4人、内訳としては村上岩船福祉会から2名、責善会さんから2名派遣していただいている。また、会計年度任用職員1名と係長1名で構成されている。続いて、備考欄17、特別障害者手当等経費については、前年と同様となっている。18番、障害者自立支援経費になる。こちら障がい者の福祉サービス費、障がい児通所サービス費等で事業費が増加している。障がい福祉サービス費は利用者が増加し

ているものと、障がい児通所支援サービス費については、事業者が増えているものによる増となる。続いて、99、100Pを御覧ください。19番、障害者給付費等審査会経費については、前年とほぼ同様となっている。備考欄20、発達障害者支援事業経費であるが、こちらは相談支援ファイルばすのーとの作成、配布並びにペアレントトレーニング事業を実施している。続いて、備考欄21、運営費負担金であるが、こちらは下越福祉行政組合の負担金となる。中井さくら園の前年度繰越金の減と職員1名増に伴う固定経費の増、またひまわり荘の償還経費の増により昨年度より増額となった。備考欄22、地域活動支援センター経費である。こちらは、ぬくもり工房に係る経費である。庁用器具の購入費等が減額になっているので、昨年度より約30万円の減となっている。続いて、備考欄23、重度心身障害者医療費助成経費であるが、こちらについてはほぼ前年と同じになっている。備考欄24、障害者福祉団体助成経費、市内にある障がい者福祉団体、2団体に対する補助金となっている。

保健医療課長
福祉 課長
介護高齢課長

備考欄26、国民健康保険特別会計繰出金は、例年どおりだ。

備考欄27、社会福祉総務費職員人件費については、職員9名分の人件費である。

続いて、2目社会福祉施設費では、総額で2,457万2,000円を支出した。備考欄1、ゆり花会館運営経費2,384万1,890円のうち、エネルギー価格高騰分、被災者入浴支援免除分等244万9,000円を追加している。備考欄2、福祉の森経費は、例年どおりなので、省略いたす。3目老人福祉費だが、主なものについて説明させていただく。備考欄1、老人福祉費一般経費2,733万3,133円であるが、1行目、100歳長寿祝金620万円だが、1人20万円で31人分である。2行目、敬老祝品代132万7,832円のうち米寿、526人、114万6,992円、白寿、49人、16万7,750円である。備考欄2から4については、例年どおりなので、省略いたす。備考欄5、避難行動要支援者支援経費309万1,772円であるが、5行目、通信運搬費60万4,401円であるが、災害時に自力で避難することが難しく、避難支援を必要とする高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の名簿を外部に提供することについて同意確認を行った郵送料になる。6行目、電算業務委託料231万円であるが、避難行動要支援者名簿のシステムの保守及び法改正に伴うシステム改修となる。説明欄6、介護支援経費については省略いたす。説明欄7、高齢者生活支援経費2,307万8,423円であるが、9行目の緊急通報システム運營業務委託料293万7,776円であるが、独り暮らし高齢者世帯や高齢者のみで構成する世帯、重度障がい者等が対象となる。令和4年度の実績としては86台を設置している。次に、103、104Pを御覧ください。10行目の高齢者等除雪費援助事業補助金145万300円であるが、独り暮らし高齢者等で老衰、病弱などにより除雪作業ができず、除雪の援助が受けられない、除雪費用の調達が困難な方に対して、屋根の雪下ろしと、それに伴う除排雪作業に対して助成を行っている。令和4年度は、令和3年度に比べて雪が少なかったため、令和3年度より163万3,580円の減となっている。

保健医療課長
介護高齢課長
保健医療課長

備考欄8、老人医療費助成経費は返還金だ。

備考欄9、老人保護措置経費は、例年どおりなので、省略いたす。

備考欄10、後期高齢者医療広域連合負担金は、例年どおりのため、省略させていただく。

介護高齢課長

備考欄11、備考欄12は省略いたす。備考欄13、介護予防支援広報事業経費150万71円であるが、自宅でできる介護予防体操のDVDの配布やスポーツクラブ等に依頼して自宅でできる運動指導や体調確認、通いの場の参加勧奨を戸別訪問で実施してい

る。備考欄14、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費1,500万328円であるが、物価高騰により食材料費や日用品代が高騰している中で介護サービス等の安定的な供給を継続している介護事業者に対して支援金を交付した。対象事業所は、市内121事業所である。

保健医療課長 備考欄15、後期高齢者医療特別会計繰出金も例年どおりのため、省略させていただく。

介護高齢課長 備考欄16、17についても、例年どおりなので、省略いたす。105、106Pを御覧ください。次に、4目老人福祉施設費、備考欄1、老人福祉センターあかまつ荘経費については、例年どおりなので、省略いたす。備考欄2、荒川いこいの家経費929万円であるが、8月3日からの大雨により荒川いこいの家については休止していたが、荒川いこいの家の指定管理者であるNK Sコーポレーション様については、荒川いこいの家の代替としてあかまつ荘へのバスの送迎やあかまつ荘での被災者の入浴支援のための時間延長に伴う従事などの業務やあかまつ荘の業務なども行ってもらい、また荒川いこいの家の施設管理、あと冬場の除雪対応などを引き続き行ってもらっていた。指定管理料については、指定管理者と協議しながら、ほぼ当初予算どおり執行している。本施設については、令和5年3月をもって廃止している。備考欄3、神林いこいの家経費、指定管理料500万7,950円であるが、こちらも令和5年3月をもって廃止している。備考欄4、ふれあい羽衣経費は、例年どおりなので、省略いたす。備考欄5、老人ホーム運営経費、やまゆり荘になるが、1億891万7,000円である。当初の指定管理料に介護職員処遇改善加算及びエネルギー価格高騰による経費を追加している。備考欄6、老人介護施設経費2,590万2,763円であるが、2行目の指定管理料1,157万1,963円であるが、上海府デイサービスセンターゆきわり荘分とエネルギー高騰に伴う経費で、市の指定管理施設であるデイサービスセンター6施設分の追加である。4行目の工事請負費について、1,404万8,100円であるが、新きわなみ荘の給湯ボイラー取替え工事369万3,800円、山辺里デイサービスセンター給湯ボイラー取替え工事434万8,300円、上海府デイサービスセンター軒天改修及び排煙オペレーターの修繕600万6,000円である。説明欄7のふれあい羽衣経費654万7,200円であるが、ふれあい羽衣エアコン設備の入替え工事である。説明欄の8、臨時経済対策事業経費258万9,500円であるが、あかまつ荘のボイラー入替え工事である。2行目の工事請負費210万円であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により資材の調達に時間を要したため、年度内の事業完了が困難となって、工事費の前金210万円分である。これについては、令和4年度分339万6,700円を令和5年度の予算に事故繰越している。説明欄9、8.3大雨災害荒川いこいの家経費397万7,600円であるが、1行目の施設維持保全業務委託料290万4,000円であるが、土砂及び流木等の撤去費である。2行目の測量設計等委託料107万3,600円であるが、荒川いこいの家の解体のための測量設計等委託料である。

こども課長 107P、108Pをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費、備考欄1、児童福祉費一般経費2,298万9,418円だが、旧神納東小学校を子育て支援拠点施設として整備するための基本設計として198万円、また保育士・放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金として、歳入のほうでご説明いたした保育士等処遇改善臨時特例交付金を受けて、市内の民営保育所及び民営放課後児童クラブに対して補助を行うための補助金1,046万280円を支給している。なお、返還金は、令和3年度子ども・子育て支援事業交付金などの精算に伴うものである。備考欄2、家庭児童相談経費

から備考欄4、ことばとこころの相談室経費までについては、例年同様となっているので、説明は省略をさせていただく。備考欄5、子育て事業関連計画策定経費351万7,950円だが、令和5年3月に策定した村上市子どもの未来応援プラン（村上市子どもの貧困対策推進計画）の審議のため、子ども・子育て会議を年間4回開催した経費だ。また、各種計画策定業務等委託料313万5,000円は、同計画の策定支援を事業者へ委託した経費となる。

福祉 課長

備考欄6、特別児童扶養手当経費については、前年と同様、特別児童扶養手当支給に係る事務費となっている。

こども課長

109P、110Pをお開きください。備考欄7、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費1億5,280万546円だが、保育園休園に伴う家庭保育支援金39万9,280円は62件分になる。幼稚園等給食費助成金292万7,000円は、食材料費の高騰を受けて、私立の幼稚園等に食材料費の物価高騰相当分を支給したものである。3歳未満児が5,800円、3歳以上児が4,200円になる。子育て世帯未来応援特別給付金1,025万円については、原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、1世帯当たり5万円を205世帯に支給したものである。また、子育て世帯物価高騰対策支援金1億3,502万円は、物価高騰により経済的な影響を受けている子育て世帯の家計を支援するため、ゼロ歳から18歳までの児童6,751人に対して、児童1人当たり2万円を支給したものである。備考欄8、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費、繰越明許分742万9,221円だが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的に厳しい子育て世帯に対し、生活支援として1世帯当たり5万円を148世帯に支給したものである。備考欄9、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業経費7,938万7,541円だが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯に対して、子ども1人当たり5万円を支給する国庫補助金事業の給付金で、ひとり親世帯、その他の世帯、合計577世帯、945名に対して支給を行ったものである。なお、2,870万5,000円については、令和3年度事業の返還金となる。備考欄10、子育て世帯等臨時特別支援事業経費、繰越明許分である。430万6,732円だが、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金として実施した事業の令和4年度申請分、児童43名に対して、児童1人当たり10万円の支給を行ったものである。備考欄11、児童福祉総務費職員人件費及び備考欄12、ことばとこころの相談室職員人件費は、例年どおりなので、説明を省略させていただく。備考欄13、8.3大雨災害児童福祉総務費職員人件費23万9,674円だが、令和4年8月の大雨災害の対応のための時間外手当となる。3款2項2目母子父子福祉費だが、111P、112Pをお開きください。備考欄1、ひとり親家庭等医療費助成経費から備考欄4、母子家庭等対策総合支援事業経費までについては、例年同様となっている。3款2項3目児童措置費、備考欄1、保育園運営経費は、総額10億4,626万9,239円となっている。主な経費といたしては、保育園の会計年度任用職員に係る経費といたして人件費、期末手当、社会保険料、共済組合負担金、費用弁償、合わせて3億9,799万2,476円である。上から29行目、指定管理料はあらかじめ、向ヶ丘、みのり保育園、3園の指定管理料として4億4,849万9,392円となっている。下から2行目の工事請負費1,200万6,500円の主なものといたしては、みのり保育園、向ヶ丘保育園及び山北そらいろ保育園の遊戯室の水銀灯のLED化工事、計639万1,000円である。113P、114Pをお開きください。備考欄2、通園バス運行経費から次ページの備考欄7、幼児の体力向上事業経費までについては、例年同様である。備考欄8、8.3大雨災害保育園運営経費2,129万5,034円だが、主なものといたしては、

大雨により被害を受けたあらかわ保育園の備品購入費となっている。機械器具購入費として804万3,200円、その他備品購入費として712万7,560円となっている。備考欄9、認定こども園運営事業経費から、備考欄13、私立幼稚園運営経費までは昨年同様であるので、説明は省略をいたす。備考欄14、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費676万50円だが、主なものとしたしては、手洗い水栓増設、自動水栓化工事、5施設で97万1,300円、エアコン設置、取替え、メンテナンス、6施設で392万7,000円だ。備考欄15、児童手当等支給経費及び備考欄16、児童措置費職員人件費は、例年並みなので、説明を省略させていただく。次に、117P、118Pをお開きください。備考欄17、保育園職員人件費は例年並みなので、説明を省略させていただく。3款2項4目学童保育費、備考欄1、学童保育経費、総額1億2,876万7,057円だが、主なものとしたしては、会計年度任用職員に係る報酬、期末手当、共済組合負担金、社会保険料、費用弁償合わせて6,500万2,907円、神林と山北の学童保育所の指定管理料4,790万151円である。また、工事請負費の340万2,630円は、朝日学童保育所既設冷却機械撤去及び壁修繕工事で106万2,600円、岩船児童館遊戯室脇畳部屋空調増設工事で37万4,000円、さんぼく森のなかよし学童保育所の遊具設置工事で105万6,000円、Wi-Fi設置工事で91万30円となる。備考欄2、8.3大雨災害学童保育経費188万1,312円だが、8月3日からの大雨により被災した保内学童保育所の消耗品費29万184円、機械器具借上料7万7,605円、庁用器具購入費151万3,523円である。3款2項5目児童福祉施設費、備考欄1、屋内遊び場経費4,861万572円だが、令和4年4月1日に開館いたした村上市屋内遊び場の運営に係る経費だ。主なものとしたしては、施設管理を行う会計年度任用職員に係る人件費として290万3,894円、窓口受付及び清掃業務委託として253万1,660円だ。工事請負費2,907万800円は、トイレの洋式化及び多機能トイレの設置等工事として2,017万7,300円、屋根修繕工事といたして592万9,000円が主なものとなっている。そのほか備品購入費1,061万3,097円については、村上市産材により製作した木製室内遊具購入533万5,000円、ボルタリングの購入で360万8,000円が主なものだ。119P、120Pをお開きください。備考欄2、児童遊園施設経費983万4,382円だが、修繕料165万9,812円は遊具の部品交換などの修繕を行い、工事請負費672万8,700円については、旧佐々木児童遊園地のプール解体工事580万9,100円が主なものとなっている。

福祉 課長

続いて、3款3項1目生活保護総務費である。備考欄1、生活保護経費であるが、前年度より1,800万円ほど減額になっているが、こちらは令和3年度の実績による国庫、県補助金、負担金の返還金による影響である。続いて、備考欄2、生活保護総務費職員人件費については、職員8名分の人件費になる。続いて、2目扶助費、備考欄1、生活保護扶助費であるが、こちらは前年と比較して3,000万円以上増額している。新規開始世帯が増加しているものの、高齢世帯など死亡による廃止世帯が多くなってきている。全体的には高止まり傾向となっている。続いて、3款4項1目災害救助費、備考欄1、8.3大雨災害避難所等運営経費であるが、こちらは大雨災害に伴う避難所等の運営に係る経費である。続いて、121P、122Pを御覧ください。備考欄2、8.3大雨災害災害ボランティアセンター運営経費であるが、こちらは災害ボランティアセンターに係る経費である。運営サポート業務委託、災害ボランティア用のバス借り上げ等にかかった経費となっている。続いて、備考欄3、8.3大雨災害生活必需品等給与事業経費であるが、こちらは被災によって生活上必要な被服や寝具その他生活必需品が滅失された方について、現物支給をしたものである。続い

て、備考欄4、8.3大雨災害被災者生活再建支援事業経費であるが、こちらは居住する住宅に被害を受けた世帯の生活再建資金に係る経費である。合計で606件、こちらは給付している。続いて、備考欄5、8.3大雨災害災害援護資金貸付事業経費である。こちらは、先ほど歳入でもお話をさせていただいた貸付金のほうになる。実質8世帯に対して貸付けを行った。続いて、備考欄6、8.3大雨災害被災者支援等事業経費である。こちら見守り支援センターを荒川支所の2階に設置した経費である。内容については、社会福祉協議会へ委託し、国庫補助事業として2分の1の補助を受けている。

第4款 衛生費

(説明)

- 保健医療課長 続いて、4款1項1目、備考欄1、保健衛生総務経費は、会計年度任用職員の人件費及び各種補助金だ。備考欄2、備考欄3は例年同様のため、省略させていただく。
- 福祉課長 備考欄4、精神保健経費である。こちらは、市内の精神障がい者家族会に対する補助金である。
- 保健医療課長 備考欄5、出産・子育て応援事業経費については、令和4年度から開始した伴走型の子育て支援に要した費用だ。備考欄10、保健衛生総務費職員人件費は、例年同様のため、省略させていただく。続いて、2目予防費、備考欄1、生活習慣病予防対策経費、備考欄2、歯科保健事業経費は、例年同様のため、省略いたす。備考欄3、予防業務経費だけでも、こちらは子宮頸がんワクチンの接種勧奨を差し控えていた年代へのキャッチアップ接種や定期接種対象者への案内発送により接種者数が増加したため、前年度より増額となっている。備考欄4、自殺予防対策事業経費は、例年同様となっている。備考欄5、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費は、会計年度任用職員人件費や集団接種及び個別接種に要した費用となっている。備考欄6、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費だけでも、こちらはPCR検査手数料や日曜日に実施した無料検査所開設委託料、インフルエンザ予防接種助成金などとなっている。
- こども課長 備考欄7、子どもの医療費助成経費1億2,372万2,576円については、例年どおりなので、説明を省略いたす。
- 福祉課長 備考欄8、精神障害者医療費助成経費であるが、精神障がい者の入院に係る医療費助成並びに診断書作成費用の助成をしたものだ。金額については、前年とほぼ同額となっている。
- こども課長 備考欄9、未熟児養育医療給付経費136万1,789円については、例年どおりなので、説明を省略いたす。
- 保健医療課長 備考欄10、母子保健経費だが、会計年度任用職員の人件費やオンライン相談事業委託料、屈折検査機器導入購入費などだ。備考欄11、妊産婦の医療費助成経費だが、こちらは令和4年度から開始した妊産婦の医療費助成に係る経費となっている。備考欄12、予防費職員人件費は、例年どおりのため、省略させていただく。続いて、131、132Pを御覧ください。5目保健衛生施設費、備考欄1、保健衛生施設経費は、例年同様のため、省略させていただく。7目診療所費だ。備考欄1、急患診療所経費は、例年同様となっている。説明は以上だ。

第11款 災害復旧費

(説明)

こども課長

それでは続いて、229Pから230Pをお開きください。11款3項1目民生施設災害復旧費、備考欄1、8.3大雨災害児童福祉施設災害復旧費1億5,156万1,247円だが、測量設計等委託料765万6,000円は、大雨災害により被災したあらかわ保育園及び保内学童保育所の設計委託料である。工事請負費1億4,390万5,247円については、あらかわ保育園及び保内学童保育所の床下、壁内の泥の撤去及び乾燥のための床等解体工事並びにその関連工事として2,994万9,700円、本復旧工事の前払い金として1億430万円となる。両施設とも本復旧工事は令和5年度に繰越しをされていて、保内学童保育所は令和5年5月、あらかわ保育園は6月に完成して、再開をしている。そのほか神林地区及び荒川地区の公園3施設の復旧工事として965万5,547円となっている。説明は以上だ。

歳出

第3款 民生費

(質疑)

木村 貞雄

3款、102Pなのだけれども、5番の避難行動要支援者支援経費の一番下の個別避難計画作成委託料なのだけれども、これ当初予算では結構大がかりで、75万円の当初予算だったのだけれども、3,300円で済んだという、この内容についてちょっとお聞きするけれども。

介護高齢課長

当初予算ではそのような予算を計上したのであるが、8月3日の大雨により個別避難計画作成の事業について遅れが出ていて、それで予定どおりちょっと計画できなかったということでこの決算額になっている。

木村 貞雄

106Pの8番、臨時経済対策の関係で、先ほども説明あったけれども、あかまつ荘の関係で、令和5年度に繰り越したということで工事請負費が少ないのだけれども、前に一般質問でも話あったけれども、あかまつ荘の関係でお聞きするけれども、私のところへも1人電話かかってきて、荒川いこいの家に入っていた人があかまつ荘に行ったことによって、お湯がきれいでないというようなことを言われたのだ。私も入ったことないので、あれだけれども、そういったあれはないのだろうか。

介護高齢課長

決して汚れではなくて、湯花でちょっと濁ったようなふうになるけれども、毎日のように掃除等を行っているので、安心して入っていただければと思う。

木村 貞雄

ページ飛んで108P、児童福祉総務費の上のほうから聞く。児童福祉一般経費のうちの子育て応援タクシー利用補助金なのだけれども、これ新規に初めてやった当初もそうだったけれども、利用が非常に少なく、今回も当初予算で37万5,000円なのだけれども、使われたのが1,460円。これは、何かこの事業のうまくないというか、何かあるのだろうか、利用しないということは。

こども課長

この事業については、陣痛時送っていただけの方がいない場合、タクシーを利用して病院に行く経費を全部持つというようなところである。あと病気の子どもがあつて、送る人がいない場合、その経費も持つというようなところである。今委員おっしゃったところ、決算のほうで見ると1,460円ということで、利用が2件昨年度はあった。今出産される方というのは、皆さん車を運転して、予定日等々に入院されているということで、本来そんなにこれを使って出産するという方、当初からそんなに想定はしていなかったわけである。ただ、実際そうはいつでも、送ってくれる人がいない、あるいは自分で車を運転して行くいとまがない、そういった方が実際2件あつ

たということで、この補助金はあって使っていただければそういった安心感につながるのかなということであって、少額だからといって、これをちょっと廃止するというようなところは考えていないが、そういったところで必要な方にご利用いただいているということである。

木村 貞雄 そうすると、これからもそういう方向性でやるつもりか。私は、もう少し見直したほうがいいのかと思っているのだけれども。

こども課長 今出産される方のニーズ、実はこの補助金をつくった中では、NPOの団体から、こういった補助金があったら安心だねというようなことで提案があったわけだが、確かにあったら安心かなと思うので、そういったところはこれを維持していきたいというふうには考えている。一応この補助金のPRについても、母子手帳の交付時、あるいは出産時、そういったところで周知はしているので、必要な方はそういった補助金があって、お使いになるものと承知している。

木村 貞雄 それでは、もう一点、最後に120Pの生活保護経費なのだけれども、一番下の返還金について、これは令和3年度分なのだけれども、令和に入ってから、令和元年度とか令和2年度は結構少なかったのだけれども、返還金が急激に増えてきたので、これはどういうあれか。昨年度なんか一番、8,200万円返還しているのだけれども、その辺についてお伺いしたいと思う。

福祉 課長 この返還金については、正直なところ見積りが非常に難しいものである。生活扶助に関しては、その方の生活費ということである程度算出は可能なのだけれども、特に医療費、こちらのほうについては生活保護で一旦全額を見るという制度になっているので、そうすると、入院されると1人の方1回につき20万円から100万円程度、手術1本につき100万円から、すごく高度な手術になると300万円、400万円とかかるとあって簡単な見積りができない上に、今500世帯程度あるので、どうしても全体幅が膨らんでしまうと、それによって返還金も増えてくるというふうなことになる。

菅井 晋一 98Pの福祉タクシーの利用助成委託料についてなのだが、前もこんなことを言ったのだけれども、結局24枚、1人当たり交付されるというふうなことで、おおよそ初乗り料金分ぐらいだというふうに聞いている。それで、結局それだと1万5,000円幾らぐらいになるのだろうか、金額的には。そうすると、例えば私知っている人は塩野町の人なのだけれども、村上総合病院まで行くと五、六千円のタクシー代かかるので、1回行けばもうあらかたなくなってしまうということで、近くの人は何回も利用できるけれども、遠い人はなかなか利用できないので、ちょっと言い方悪いのだけれども、格差があるのかなというふうなことを感じているのだけれども、多少なりとも解消するような方法はないだろうか。

福祉 課長 委員おっしゃるとおり地域、住まわれているところによって格差が生じているというのは如実にその金額で反映されている。ただ、今様々地域の公共交通の見直しとか、そうしたものもあるので、そういったのを見据えながら、私どももその格差が埋まるのではないかというふうに考えているので、ご了承をお願いしたいと思う。

菅井 晋一 確かに公共交通いろいろ見直しあるので、その辺でも有効にいただければと思う。1つだけ、もう1つ、交付枚数と請求枚数に差があると思うのだけれども、それらの差額を例えばそっちのほうに充当するとかということではできないのだろうか。

福祉 課長 制度的に1名当たり年間この枚数ということになるので、なかなかそれをほかに回すというのは難しいかなというふうに考えている。

菅井 晋一 これからいろいろな、ほかの公共交通とか様々な面で見直しをしていただければと思う。よろしく願います。

鈴木 一之 96Pの市民後見推進事業経費等々であって、講座をされた方のスキルアップ、そして2年度にわたってそこで活躍されるように委嘱等々を今待っている方も含めて、そういう人たちが例えば集まるセンター的なところを、やっぱり相談となると専門の弁護士さんたちとかに相談をしていただくと、また社会福祉協議会とかの方々とも相談をされるというところであって、ほかの自治体ではセンターを設けて、そしてその中で活用しているということであるのだが、当市に対しては、そういったことのセンター的なものを置くとかということはどう思われるだろうか。

介護高齢課長 現在市民後見の養成講座を受講された方が法人後見支援員として数名、6月現在だと6名の方が動いている。その方が経験を積んで、将来裁判所のほうに独り立ち、受任を1人で任されるようになるためには、やはり身上監護人であったり、また成年後見センター等でバックアップをして支援をするという体制が整わないとなかなか独り立ちできないという状況がある。やはりそこが今当市の課題であって、人材の問題、そういうところも、そこが一番のネックになっているところではあるが、そちらのほうについてはまた協議を重ねて、独り立ちできるようにバックアップしていきたいと思う。現在のところは本当に今それが課題となっているので、今後検討していく。

鈴木 一之 ぜひともこれから高齢化なり、また認知症等々が多くなるということになって、そこから辺りの後見人制度というものの充実がやはりうたわれてくるのだと思うので、その点も含めてセンターを今後持つとか、そういうような格好もぜひともひとつ重点的に考えていただければと思っている。もう一点、それでまた98Pであるが、基幹相談支援センターということで、令和4年度から始まっている。先般障がい者の部会で情報センターで講演があって、こちらの係長さんもそこでコーディネーターをされていたところを私ども拝見させていただいた。そうしたら、会場内からちょっと質問ということで、肢体不自由の方が相談をしたいときどの窓口へ行ってお話をしたらいいのかと、そんなことであって、社会福祉協議会のほうにも伺ったのだけれども、ちゃんとした回答が得られなくて困っているというようなことで、その場で手を挙げてお話をされていたという場面もあった。そういったことで、相談窓口は対応も含めて福祉課長がそのところで答弁されていたように聞いているのだが、その辺りちょっとお話ししていただければと思う。

福祉 課長 市民の方の相談については、障がいの方から生活困窮、様々な事案がある。私ども今村上市役所庁内では横の連携を重視していて、どこの場所に相談に行っても懇切丁寧に中身を聞く、その中から少しでも、あれ、おかしいなと思ったものについては、全て福祉課総合相談窓口につなげていただくようお願いしている。例えばの話なのだけれども、介護の話で包括支援センターに行っただけでも、生活状況が思わしくない、もしかすると収入部分で難があるのではないかと、もしくは借財があるのではないかと、そういったものがうかがわれる場合は、すぐにこちらのほうにつないでいただき、場合によっては生活保護相談、そちらのほうまで至るというふうな形態を取っているため、どちらでも構わないので、とにかくご相談いただくということは大事だということで伝えさせていただいた。

鈴木 一之 その辺りをPRというか、皆さんに対して、どこ行ってもちょっとなんていう不安を持ってられる方も現実おられたものなので、その点は横のつながり等、つなぐ

ということで、ぜひともその辺りPR含めてやっていただければと思う。よろしく
願います。

富樫 雅男 同じ98P目の備考欄18の下から5つ目の補装具給付費なのだけれども、これちよっ
とお二人くらいから相談あったのだけれども、福祉課の方の対応はもう本当に頭が
下がるほど非常によくやっていただいていると。ただし、そのところで申請書とか
を出して、それが新発田の身体障害者更生相談所か、そちらのほうにその書類が行
くわけだけれども、そこからまた根掘り葉掘りいろいろ、診断書も出しているにも
かかわらず、そのことをまた聞かれたりして、メンタル的にもちよっともう参って
しまうというような話もあるのだけれども、そこら辺は市と、これ県のあれなのだ
ろうけれども、更生相談所との何か連絡会というか、そこら辺はあるのだろうか。
福祉 課長 直接的にそのような話合いを持たれるという場はないのだが、ちょっと前段として、
私どもの対応の中で、漏れ落ちがあってはならないということで事細かく聞く。ま
た、県においても同じような状況になる。なので、今後は最初来られた市民の方
には、次同じことを聞かれるかもしれないけれども、私どもの事情もお話しして、ち
よっと丁寧な対応ということでご理解いただきたいと思う。

富樫 雅男 福祉課のほうには非常によくやっていただいているのだけれども、なかなか更生相
談所のほうがと。なおかつその更生相談所のほうも、やはり本当の専門のそういう
補装具についてよく分かっている人がいなくて、なかなか話が通らないと。そこ
でいろいろちょっとトラブルののだというような話を聞くのだけれども、福祉課長さん
にどうのこうのではないのだけれども、そこら辺もう少し県のほうの対応をうまく
やっていただくようにちょっとお話しいただけないかななんて思っている。

福祉 課長 すみません。詳細の部分については、福祉政策室の副参事のほうからちょっとお話
しさせていただきます。

福祉政策室副参事 今の件で大変悪い思いした方には申し訳なかったなと思っている。課長申した
とおり、なるたけ手戻りにならないようにその場で聞いて、その情報も県のほうに
全て上げるようにはしているのだが、やはり再度聞かれるということで、なかなか
窓口来られた方によっては、聞かれたくないことを再度聞かれるということが大変
苦痛なのかなと思う。もう少し連携うまくできないものか、ちょっと担当のほう同
士で話ししてみたいと思う。ありがとうございました。

富樫 雅男 よろしく願いいたす。

稲葉久美子 104Pの3款、一番上のほうから4段目の寝具乾燥のことでお聞きしたいのだけれど
も、入金のほうで少なく・・・

長谷川分科会長 ちょっと最初が聞こえなかったので、ページ数言ってもらえるか。

稲葉久美子 ページ104。いろいろ種類はあってなのだけれども、入金のほうでは少ないから、あ
れと思ったのだけれども、出金のほうにいったら35万円という金額出ているけれど
も、件数にしてどんなものなのだから、使い勝手についてもどんなものなのか、ちよ
っと様子お聞きしたいと思う。

介護高齢課長 寝具乾燥については、令和4年度は利用者が10人で、延べ利用回数が77回になる。
稲葉久美子 それで、今人数と回数については聞いたけれども、使い勝手というか、私たちは意
外とそういうのに遭遇しないのだけれども、皆さん、寝具乾燥となるとやっぱりと
ても大事なことはないかと思うのだ、寝ている人たちにしてみれば。そういう意
味で、皆さんが喜んで使っていただけるのかどうかというか、そこをお聞きしたい
と思う。

介護高齢課長 寝具乾燥については、自分でお布団を干せなかったりとか、こういう雪の多い、雨の多い地域なので、なかなか外に干せないという方が使われている。介護認定を受けている方であれば、ケアマネジャーさんから紹介をさせていただいて、申請の手続を手伝ってもらったりということで、そういうルートが多い。

富樫 雅男 1つだけ。102Pの備考欄5、先ほど木村委員からも話あった件なのだけれども、避難行動要支援者、対象だろうという人数に対して、今どれくらい名簿が出てきているのだろう。

介護高齢課長 名簿の対象者としては、施設入所者を除いて、令和5年4月1日現在、名簿対象者は1万2,710人になっている。そして、その名簿を外部に提供していいかということで、その方々に同意書の発送を行って、1万83人の方から返信があった。そのうち同意済みの方は9,691人ということで、同意率が76.3%になる。そして、個別避難計画を実際つくられた方が505人ということである。そして、先ほど個別避難計画の委託が令和4年度は1件しかなかったのだけれども、理由としては先ほど申し上げたとおりだけれども、今年度、介護支援専門員、あと障がいの生活支援員の方々に協力いただいて、一応対象者を、全部はならないかもしれないが、1,000人を予定していて、330万円の委託料を上げている。それで現在動いているので。

長谷川分科会長 俺1つだけいいか。102Pの老人福祉費一般経費、敬老祝品代のところで聞きたいのだが、たしか市報の15日に95歳から百何歳とかって、住んでいるところと、それから何歳になったというのと名前が出ていたよね。見ていないか。記憶ないか。副市長首かしげているけれども、出ていなかった。出ていたと思う。私は、出ていたから言うのだが。

介護高齢課長 すみません。100歳になった方が、100歳以上の方が。

長谷川分科会長 100歳の人だけ出ているのではなくて、100と101、102とか、それから九十幾つから出ているのよ。だから、物すごく多い名前も出ているし、例えば集落でも、どここの集落に住んでいるというような括弧書きで出ている。しかも、大きい書体で出ていたものだから。何だ、市報見ていないのだから。

介護高齢課長 10月1日号に出ているので。

長谷川分科会長 出ているだろう。

介護高齢課長 100歳以上の方が出ている。

長谷川分科会長 100歳だけではないのだ。

(何事か呼ぶ者あり)

介護高齢課長 今日だ。10月1日号だ。これからだ。

長谷川分科会長 これから。いや、だって、私見たもの。あなたも見ただろう。

(「あそこにあるんですよ」と呼ぶ者あり)

長谷川分科会長 実際もう見ているのだから、9月に出ているのではないの。9月15日というのは議会だよりだったから、9月1日だろうか。出ていたよね、たしか。それを出ていたという前提の下でお話するのだけれども、それは該当者の家族とかそういう人たちに名前を載せますよということで承諾してもらって載せているのか、それとも市が該当者の名前をそのまま載せているのか、どちらなのだろうか。

介護高齢課長 承諾は取っている。

長谷川分科会長 取れているということだろう。いや、私の知っている104歳の人が載っていなかったのだから、これは本人が例えば載せないでくれって言ったのだなというふうに私も思っているのだけれども、そういう人も中にはいるということだよ。本人が載せない

いでくれと言えば、載せていないという人もいるというふうに理解していいわけだろう。それで、家族がいて、そういうような状態の人はいいのだけれども、昨日あたりちょっと私に電話来たのは、そういう人を対象にものを売りに来ている人がいるというふうに、岩船で訪問して販売するような人がいたということで、例えば100歳になる、99歳とかなんていうのを仮に載っていれば、来年この人100歳になるからとかっていって覚えていたりして、何か高価なものをお祝いに買ってくれとかなんていうことだつてまず可能になるわけだろう。だから、そういうようなことがあると困るなどと思って、載せることは私は本人の承諾を得ていけば別にいいのだけれども、そういう危険性はないものなのかなというのが心配しているというので、ちょっと聞いてみたのだ。

介護高齢課長 今現在は、長谷川委員が言われたようなトラブルは報告されていないが、そういうこともあるということ認識しておきたいと思う。

第4款 衛生費

(質 疑)

稲葉久美子 124Pの医療施設等設備整備費補助金、それとその下の公的病院等の運営費補助金をどこにどんなふうに幾ら出されたのか。

(「1つずつ言って」「一問一答」と呼ぶ者あり)

稲葉久美子 では、医療施設のほうで。

保健医療課長 医療施設等設備整備費補助金については、村上総合病院に多項目自動血球分析装置を購入している。

稲葉久美子 では、その下の公的病院等の運営費補助金については。

健康支援室長 公的病院等運営費補助金についても、村上総合病院を対象として、村上総合病院の運営に対して補助金を交付している。以上だ。

鈴木 一之 126Pの新型コロナウイルスワクチン接種事業経費の中で、予防接種健康被害調査委員会の委員報酬ということであって、その中でやはり今の実情の中でコロナウイルスのワクチン接種をして、その被害というか、後遺症が出ているとか、そういうような悩みを持っている方もおられると聞いている。そのような格好があれば、また今後の接種に関しても手控えというか、そういうような世論の中でも心配などところがあるのだが、その辺りを相談等々でもお話があつて、そしてまたそういうことに対してどう対応していかれているのかということ、現状いかがだろうか。

保健医療課長 予防接種健康被害調査委員会ということで、令和4年度は4回開催している。大体内容としては、湿疹だとか手の痛みだとかあるし、あと脳出血だとか紅斑、むくみだとか、そういうことでこの4回は開催している。それ以外でも、電話でやはりかゆくなつただとか痛いとか、そういう電話で時々こちらのほうに対応について相談は来ていて、場合によっては医療機関に受診して、その後必要があれば、こういう健康被害ということで申請することできるよということでお伝えはしている。実際電話対応は、これ以上に来ているので、ただ申請した人が今のところまだ令和4年度に関しては、5人というふうな状況になっている。

鈴木 一之 その辺りをやっぱり敬遠されている方もおられるし、子どもさんというか、また幼児の方等も含めて接種をどうしようかなというお悩みの方もおられるし、今2類から5類ということでいろいろ変わっているが、まだ出ているのも現状であるし、その辺りの対応もインフルエンザも兼ねて説明のほうをしていただきながら、安全性

等々も個人差もあろうと思うけれども、その辺りをひとつ皆さんにお話をしていたくなり、告知をしていただくなりということによりお願いいたします。

長谷川分科会長 ほかに衛生費で質疑あるか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川分科会長 そうしたら、休憩する。

分科会長(長谷川 孝君) 暫時休憩を宣する。

(午後 2時23分)

分科会長(長谷川 孝君) 再開を宣する。

(午後 2時30分)

木村 貞雄 先ほど稲葉委員のほうからもあったのだけれども、同じことなのだけれども、124Pの医療施設等設備整備費補助金、これが1,491万円になっているけれども、たしか県と村上市と関川村と、その分払うわけだけれども、歳入のところでは歳入の分担金でたしか関川は64万900円で、この中身の内訳お聞きしたいのだけれども。

健康支援室副参事 こちらのほうは人口割で負担額のほうを求めている、関川村から59万9,900円、粟島浦村からは4万1,000円頂戴している。

鈴木 好彦 では、126Pちょっとお願いします。5番目の新型コロナウイルスワクチン接種事業経費、これ総額4億6,800万円ということで、内訳の最後に1億8,500万円の返還金がある。これそもそも予算がプッシュ型の予算で、事業実績はそこまで伴わなかったがゆえの返還金というふうな形で理解してよろしいのだろうか。

保健医療課参事 この1億8,500万円ほどだが、こちらについては、令和3年度の事業費の返還金になる。令和3年度中に交付決定を受けて、受け入れたお金の返還金になる。初年度だったので、いわゆる事務費に使うべき補助金の部分と、医療機関に接種費用としてお支払いする負担金の部分と合わせた形での当初所要額見込みというところで報告していったものが後々分かれていったのだが、変更交付申請という工程が令和3年度についてはなかったものだから、当初に所要額として上がっていたお金がずっと残ってしまった、結果不用になってしまったという経緯である。

第11款 災害復旧費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

鈴木 好彦 先ほど菅井委員のほうから福祉タクシーについての実態を説明して、その答弁として、今新しい形での利用方法を模索しているというお話あったのだけれども、私前々から申し上げているのだけれども、市の税金で全体を構築する事業に、利用者に負担の不公平があっては駄目ではないかと前々から思っているのだ。副市長と政策監によく聞いていただきたいのだけれども、ここに企画戦略課いないので、直接は届けられないので。なので、たしか新しい施策についても、200円と300円というような形の金額の差異を設けているとは聞いているのだけれども、その100円の差がどうのこうのというよりも、これらがどこにいても同じ負担で利用できる、市民であ

ればどこにいても同じ負担で使用できるような体制を構築していただきたい。市内にいる人と、在方というのか、在方にいる人の市民税が在方では安くなっているのならいいのだ。でも、基本的には同じ市民税を支払っているはずなので、だったらサービスも同じ負担でサービスしてよというのが市民の考え方ではないかと思うので、これをひとつ皆さんに問いかけていきたいと思う。以上だ。

長谷川分科会長 ほかにないか、今の意見に対して。

(「言いつ放しで」と呼ぶ者あり)

長谷川分科会長 言いつ放しで終わりという自由討議もあっていいのだから、別にいい。

稲葉久美子 私も公共交通の関係で、その金額を聞くたびにやっぱりそんなふうに思う。私はまちなかにいるから、村上総合病院に行くといえば歩いて行く距離だから、200円でも行くかもしれないけれども、山北辺りの人はどうしているのっていったら、電車に乗って来て、駅からまたタクシーで行かなければならないとか、そんな話も聞くし、同じ市民だったら、どこから出てきても同じ料金でいられるというのがそれは当然だと私は思うのだけれども、あんまり差があると本当に高いほうから苦情が出るというのは当然だと思うし、そういう今鈴木好彦委員が言われたような方向でやっぱり検討してほしいと思う。

(「まとめなきやいけない。委員長まとめて」と呼ぶ者あり)

長谷川分科会長 いや、というような意見があったというのだけでもいいわけだよ。

(何事か呼ぶ者あり)

長谷川分科会長 でも、難しいことは難しい。例えば距離と運賃というのはやっぱり正比例するわけだから、距離かかっているのに対して同等のサービスというのは、なかなか難しい面もあるのではないかと思う。だから、そこに何か村上市独自の手法みたいなのが少し入るというぐらいしかできないのではないか。例えば1キロの人と30キロの人のあれを同じにせよといったって、ちょっと難しい面があるのではないかなという気はする。

鈴木 好彦 もともとのこの問題の原点には、市内で100円しかかかっていないものを遠くからだと1,200円とか、それが往復になると2,400円と200円の差が現実にあったわけだ。それがだんだん200円と300円の違いにもなりつつあるということは非常に認めるのだけれども、私原則としてやはり税金で運営する事業を市民としてサービスを受けるのに、そこに負担の違いがあっているのかという原則をちょっと訴えたいところがあるわけだ。確かに30キロも違ってという極端な話も持ち出されると、私もぐらっとするところあるのだけれども、ただやはり基本的に同じサービスを受けるのに、そこに負担の違いがあっているのかという原則を取っていききたいなということで今回は提案した。以上だ。

木村 貞雄 これはなかなか難しい問題で、各地域によっても違うのだけれども、今ほども公共交通とか、いろいろ言ったのだけれども、例えば特別会計の情報通信、あれに関してみれば、遠くても朝日、山北、神林も含めるのだけれども、それなりの待遇を受けて、情報も入るし、地域のそういう連絡の設備も使えるし、非常に便利なことで、朝日、山北辺りになると自分のテレビで大きく議会も画面見られるし、そういうものもあるので、ただ一概に1つのことだけでなく、やはりいろんな分野の中で、例えばこういう今鈴木好彦委員言ったところの部分は確かにそうなるけれども、ほかの面に関してはいい面もあるので、なかなか難しいのだ、平均化するというのは。私はそう思う。できるだけそういうふうに近づけるのが行政の役割でないかなと思

っている。

鈴木 好彦 木村委員が今例にも出された防災無線、あれは合併前のもともとの資産、インフラがあったので、なかなか共通化できなかったというものである。これ交通手段を持たない人へのサービスという部分と同じようには論じられないのではないかなと私は思うので、木村委員が言う根拠については、ちょっと私は疑念を持つ。以上だ。

長谷川分科会長 菅井委員が一番あれなのだけれども、何かある。

菅井 晋一 ちょっと話が広がって行って、様々な話が出て難しいのだけれども、私福祉タクシーの部分でなるべく平等になるようなことを考えてもらいたいということで、そうしたら今後は公共交通の在り方で、のりあいタクシーもこの間、今までは差が大きかったのだけれども、それを圧縮していくみたいな答弁があったので、福祉タクシーの利用券で解消が無理だという考えであれば、のりあいタクシーとかが平準化されていくのであれば、そっちを利用するしかないのかなというふうには受け止めた。だから、鈴木好彦委員がおっしゃるように、原則やっぱり平等でやってもらいたいなどという、それも思いは変わらないのだけれども、ただいろんな手法で、なるべくそれを実現していただきたいなというふうには思う。以上だ。

長谷川分科会長 菅井委員にまとめてもらったので、この辺で自由討議を終わりたいと思う。

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を行った後、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第103号のうち市民厚生分科会所管分については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長(長谷川 孝君) 閉会を宣する。

(午後 2時45分)